

## 「香美市議会ハラスメント防止条例」 に対するパブリックコメント

香美市議会では、令和6年度に実施した議員向け研修を通じ、ハラスメントが個人の尊厳を傷つける人権問題であることを再認識いたしました。

互いを尊重し合い、信頼に基づいた健全な職場環境を築くため、現在「香美市議会ハラスメント防止条例」の制定に向けた準備を進めております。この条例は、議員間および議員から職員に対するハラスメントの防止、根絶を目的とするものです。

皆さまから広く率直なご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたします。

### ▶パブリックコメント対象者

- ・市内に住所を有する人および有していた人
- ・市内で働く人
- ・市内で学ぶ人
- ・市内で事業を営む人
- ・市内に土地または家屋を有する人および法人その他の団体
- ・市内で活動する人および法人その他の団体

たくさんのご意見をお待ちしています！

### ▶募集期間

令和8年4月8日(水)から5月11日(月)

### ▶条例案および条例の逐条解説の公表

香美市ホームページに掲載しております。



「香美市 パブリックコメント」で検索してください。

香美市 パブリックコメント



こちらの二次元コードからもご覧になれます →

以下の場所でも資料等を配布します。

- 市役所本庁5階議会事務局
- 香北支所
- 物部支所

### ▶ご意見の提出方法

指定の意見提出用紙に必要な事項、ご意見を記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

- 持参先：議会事務局、香北支所、物部支所
- 郵送先：〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1 議会事務局
- FAX：0887-53-3233
- メール：gikai@city.kami.lg.jp